

有田町障害福祉ガイドブック

平成30年10月

有田町健康福祉課

有田町 障害者ガイドブック

はじめに

有田町では、障害のある方が地域社会の一員として、健康で安心した生活が送れるように福祉サービスの充実を目指しています。

このガイドブックは、障害者福祉サービスの各種施策、相談窓口等についてご活用いただくために作成したものです。

発行後の制度改正等により、掲載内容と実際の状況が異なっている場合があります。また、ご利用にあたって申請が必要な制度もありますので、詳しくは直接各担当窓口にお問い合わせください。

有田町障害福祉ガイド

障害等級別施策早見表(主なもの)

〈表の見方〉

●はおおむね全部が対象となり(所得制限や自己負担がある場合も有)、△は一部のみが対象となります。条件付きのもの、同伴介護者まで制度の摘要が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

									手当			
			タクシー運賃の割引	重度身体障害者タクシー料金助成	J R 運賃割引	M R 運賃割引	航空運賃割引	船舶運賃割引	バス運賃の割引	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
身体障害	視覚障害	1級	●	●	●	●	●	●	●	△	△	身体又は精神に中度以上の障害がある二十歳未満の児童を監護する親が対象。
		2級	●	●	●	●	●	●	●	△	△	
		3級	●		●	●	●	●	●			
		4級	●		●	●	●	●	●			
		5級	●		●	●	●	●	●			
		6級	●		●	●	●	●	●			
	聴覚・平衡機能障害	2級	●		●	●	●	●	●	△	△	
		3級	●		●	●	●	●	●			
		4級	●		●	●	●	●	●			
		5級	●		●	●	●	●	●			
	音声・言語機能障害	3級	●		●	●	●	●	●			
		4級	●		●	●	●	●	●			
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1級	●	△	●	●	●	●	●	△	△	
		2級	●	△	●	●	●	●	●	△	△	
		3級	●		●	●	●	●	●			
		4級	●		●	●	●	●	●			
		5級	●		●	●	●	●	●			
		6級	●		●	●	●	●	●			
	内部障害(心臓・じん臓・呼吸機能・ほか)	1級	●		●	●	●	●	●	△	△	
		2級	●		●	●	●	●	●	△	△	
3級		●		●	●	●	●	●				
4級		●		●	●	●	●	●				
知的障害	A	●	●	●	●	●	●	●	△	△		
	B	●		●	●	●	●	●				
精神障害	1級	●	●		●	●	●	●	△	△		
	2級	●			●	●	●	●				
	3級	●			●	●	●	●				
所得(課税)に応じての負担の有無												
所得制限の有無									あり	あり	あり	
年齢制限の有無									あり	あり	あり	
本文ページ			15	16	14	15		15	15	8	8	8
備考							各航空会社にお問い合わせ下さい。					

有田町障害福祉ガイド

障害等級別施策早見表(主なもの)

〈表の見方〉

●はおおむね全部が対象となり(所得制限や自己負担がある場合も有)、△は一部のみが対象となります。条件付きのもの、同伴介護者まで制度の摘要が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

			年金等				税の控除							
			障害基礎年金	障害厚生年金	心身障害者扶養共済制度	特別障害給付制度	所得税	住民税	相続税	軽自動車税	自動車税	自動車取得税		
身体障害	視覚障害	1級	二十歳以上の障害者が対象。その他納付要件等あり。	障害・けがの初診日の時点で厚生年金または共済組合に加入していた方。	国民年金の任意加入対象者で障害基礎年金を受給していない方	●	●	●	●	●	●			
		2級				●	●	●	●	●	●			
		3級				●	●	●	●	●	●	●		
		4級							△	△	△			
		5級												
	聴覚・平衡機能障害	2級					●		●	●	●	●	●	●
		3級					●		●	●	●	●	●	●
		4級												
		5級												
	音声・言語機能障害	3級					●		●	●	●	△	△	△
		4級												
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1級					●		●	●	●	●	●	●
		2級					●		●	●	●	●	●	●
		3級					●		●	●	●	△	△	△
		4級										△	△	△
		5級										△	△	△
	内部障害(心臓・じん臓・呼吸機能・ほか)	1級					●		●	●	●	●	●	●
		2級					●		●	●	●	●	●	●
		3級					●		●	●	●	●	●	●
		4級												
知的障害	A		●		●	●	●	●	●	●				
	B		●		●	●	●							
精神障害	1級		●		●	●	●	●	●	●				
	2級		●		●	●	●							
	3級		●		●	●	●							
所得(課税)に応じた負担の有無														
所得制限の有無														
年齢制限の有無				あり										
本文ページ		10	10	9	10	16	16	17	17	17	17			
備考														

有田町障害福祉ガイド

障害等級別施策早見表(主なもの)

〈表の見方〉

●はおおむね全部が対象となり(所得制限や自己負担がある場合も有)、△は一部のみが対象となります。条件付きのもの、同伴介護者まで制度の摘要が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

		医療				利用料金の割引・控除					
		有田町 重度心身障害者 医療費 助成	自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療 (精神医療)	NHK 放送 受信料	携帯 電話料 金の割 引	(無 料番 号案 内)	青い 鳥郵 便は がき 無償 配布		
				全 額 免 除	半 額 免 除						
身体 障害	視覚障害	1級	●	△	△		△	△	●	●	●
		2級	●	△	△		△	△	●	●	●
		3級		△	△		△	△	●	●	
		4級		△	△		△	△	●	●	
		5級		△	△		△	△	●	●	
		6級		△	△		△	△	●	●	
	聴覚・平衡機能障害	2級	●	△	△		△	△	●		●
		3級		△	△		△	△	●		
		4級		△	△		△	△	●		
		5級		△	△		△	△	●		
	音声・言語機能障害	3級		△	△		△		●		
		4級		△	△		△		●		
	肢体不自由 (上肢・下肢・ 体幹)	1級	●	△	△		△	△	●	●	●
		2級	●	△	△		△	△	●	●	●
		3級	△	△	△		△		●		
		4級		△	△		△		●		
		5級		△	△		△		●		
		6級		△	△		△		●		
	内部障害(心臓・じん臓・呼吸機能・ほか)	1級	●	△	△		△	△	●		●
2級		●	△	△		△	△	●		●	
3級		△	△	△		△		●			
4級			△	△		△		●			
知的障害	A	●				△	△	●	●	●	
	B					△		●	●		
精神障害	1級				●	△	△	●	●		
	2級				●	△		●	●		
	3級				●	△		●	●		
所得(課税)に於ける負担の有無		あり	あり	あり	あり	あり					
所得制限の有無		あり	あり	あり	あり						
年齢制限の有無			あり	あり							
本文ページ		12	11	11	12	18	18	18	18	18	
備考											

有田町障害福祉ガイド

障害等級別施策早見表(主なもの)

〈表の見方〉

●はおおむね全部が対象となり(所得制限や自己負担がある場合も有)、△は一部のみが対象となります。条件付きのもの、同伴介護者まで制度の摘要が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

		自動車運転			補装具等			
		パーキング 障害者用 駐車場 利用者の 交付 身体	自動車 改造費 補助	自動車 運転 免許 取得 費 助成	有料 道路 運賃 割引	補装 具の 交付 ・ 修理	日 常 生 活 用 具 の 給 付 ・ 貸 与	軽 度 中 度 難 聴 児 補 聴 器 購 入 補 助
身体 障害	視覚障害	1級	●	●	●	●	●	●
		2級	●	●	●	●	●	●
		3級	●	●	●	●	●	△
		4級	●	●	●	●	●	△
		5級		●	●	●	●	△
		6級		●	●	●	●	△
	聴覚・平衡機 能障害	2級	△	●	●	●	●	●
		3級	△	●	●	●	●	△
		4級	△	●	●	●	●	△
		5級	△	●	●	●	●	△
	音声・言語 機能障害	3級		●	●	●	●	●
		4級		●	●	●	●	●
	肢体不自由 (上肢・下肢・ 体幹)	1級	●	●	●	●	●	△
		2級	●	●	●	●	●	△
		3級	△	●	●	●	●	△
		4級	△	●	●	●	●	△
		5級	△	●	●	●	●	△
		6級	△	●	●	●	●	△
	内部障害(心 臓・じん臓・呼 吸機能・ほか)	1級	△	●	●	●	△	△
		2級	△	●	●	●	△	△
3級		△	●	●	●	△	△	
4級		△	●	●	●	△	△	
知的障害	A			●	●			
	B			●	●			
精神障害	1級			●				
	2級			●				
	3級			●				
所得(課税)に応じた負担の有無			あり			あり	あり	
所得制限の有無				あり		あり	あり	
年齢制限の有無							あり	
本文ページ		20	19	19	19	12	13	
備考					運 二 種 の 場 合 は 本 人			

両耳の張力レベルが30デシベル以上で聴覚障害を事由とする身障者手帳の対象とならな

有田町障害福祉ガイド

障害等級別施策早見表(主なもの)

〈表の見方〉

●はおおむね全部が対象となり(所得制限や自己負担がある場合も有)、△は一部のみが対象となります。条件付きのもの、同伴介護者まで制度の摘要が及ぶもの等がありますので、必ず本文と合わせてご覧ください。

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

		障害者福祉サービス等					
		障害者福祉サービス	障害児通所サービス	日中一時支援	移動支援	訪問入浴	コミュニケーション事業
身体障害	視覚障害	1級	●	●	△	△	
		2級	●	●	△	△	
		3級	●	●	△		
		4級	●	●	△		
		5級	●	●	△		
		6級	●	●	△		
	聴覚・平衡機能障害	2級	●	●	△		△
		3級	●	●	△		
		4級	●	●	△		
		5級	●	●	△		
	音声・言語機能障害	3級	●	●	△		△
		4級	●	●	△		
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1級	●	●	△	△	△
		2級	●	●	△	△	△
		3級	●	●	△		
		4級	●	●	△		
		5級	●	●	△		
		6級	●	●	△		
	内部障害(心臓・じん臓・呼吸機能・ほか)	1級	●	●	△		△
		2級	●	●	△		△
3級		●	●	△			
4級		●	●	△			
知的障害	A	●	●	△	△		
	B	●	●	△	△		
精神障害	1級	●	●	△	△		
	2級	●	●	△	△		
	3級	●	●	△			
所得(課税)に応じた負担の有無		あり	あり	あり	あり	あり	
所得制限の有無							
年齢制限の有無		あり	あり				
本文ページ		21	21	23	22	22	
備考		な障害支援区分認定が必要です。					

■ 手当・年金・共済・貸付

特別障害者手当

20歳以上であって、著しく重度の障害のために、日常生活に常時、特別の介護を必要とする障害者本人に支給されます。

● 相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

● 対象者

障害・病状に制限がありますので窓口にご相談ください。

● 支給制限

(1) 障害者本人と配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

(2) 施設入所者は対象になりません。

(3) 3か月以上の入院の場合は対象になりません。

(注) 手当を受けていた方が3ヶ月以上の入院の場合は受給資格がなくなります。

障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害のため、日常生活に常時の介護を必要とする障害児本人に対して支給されます。

● 相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

● 対象者

障害・病状に制限がありますので窓口にご相談ください。

● 支給制限

(1) 受給資格者本人と扶養義務者の所得制限があります。

(2) 施設入所者は対象になりません。

(3) 障害基礎年金、障害厚生年金など障害を支給事由とする給付で政令で定められているものを受けることができるときは、対象になりません。（その金額につき支給停止されているときを除く）。

特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障害のある、在宅の20歳未満の児童を監護・養育する保護者等に対して支給されます。

● 相談・申請窓口

子育て支援課0955-25-9200

● 対象者

身体または精神（知的障害、発達障害を含む。）に中等度以上の障害がある20歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わって当該児童を養育している保護者の方。

● 支給制限

(1) 受給資格者本人や配偶者及び扶養義務者などの所得制限があります。

(2) 児童が施設入所している場合は対象となりません。

(3) 児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合は対象となりません。

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭等の父もしくは母または母にかわって養育している方に支給される手当です。

●相談・申請窓口

子育て支援課0955-25-9200

●対象者 次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母あるいは養育者に支給されます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡、または生死不明である児童
- (3) 父または母が重度の障害を有する児童
- (4) 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 婚姻によらないで生まれた児童

●支給制限 支給要件に該当しても、次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- (1)請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額以上あるとき（一部支給となる場合があります）
 - (2)児童が児童福祉施設に入所したとき（母子生活支援施設を除く）
 - (3)請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるとき
 - (4)児童が父または母に支給される公的年金の額の加算対象となっているとき
 - (5)里親に委託されたとき
- ※(3)・(4)に該当する場合でも、公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります。

心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいて保護者が生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害になったときに、残された障害者に終身一定額の年金を支給するという任意の保険制度です。

●相談・申請窓口

健康福祉課 0955-43-2237

●対象者

身体障害者(1級～3級) 又は、知的障害者の保護者（保護者の年齢が65歳以下で、特に疾病や障害がなく健康な状態であること）

●掛金額

加入者の年齢によって異なります。

●支給額

年金額(2口まで加入できます) 1口あたり20,000円

障害基礎年金

国民年金の加入者が重度の障害者になった場合(または、加入者であった人のうち年金未受給者で60歳から64歳までの傷病による障害の場合)に受給できます。

- ・1級（重度の障害）
- ・2級（中度の障害）

障害の認定日、現在の年齢、障害の原因となった傷病の初診日、当時の年金加入状況などによって異なりますので、窓口にご相談ください。

年金の1級・2級は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

●相談窓口

住民環境課0955-46-2114

障害厚生年金

厚生年金に加入している人が、疾病や負傷により重度の障害者になった場合は、障害基礎年金に障害厚生年金を加算して受給することができます。

- ・1級（重度の障害）
- ・2級（中度の障害）
- ・3級

等級1級、2級は障害基礎年金の1級、2級と同じです。

年金の等級は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

●相談窓口

日本年金機構武雄年金事務所0954-23-0121

特別障害者給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金などを受給していない障害者の方について支給されます。（平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方（65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。）

●相談窓口

日本年金機構武雄年金事務所0954-23-0121

●支給額

特別障害給付金の等級

1級該当者 51,650円（基本月額）

2級該当者 41,320円（基本月額）

■ 医療

自立支援医療の給付

- ・身体障害者(児)の障害の軽減や機能回復、精神障害者の医療普及を図るために自立支援医療制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)があり、医療の給付を受けることができます。
- ・自立支援医療は、決められた指定医療機関のみ適用できます。
- ・自己負担については、原則として医療費の1割を負担していただきますが、世帯の所得水準によっては、ひと月あたりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費及び生活療養費(標準負担額相当)については、原則自己負担があります。(所得制限あり)

① 更生医療

● 相談窓口

健康福祉課0955-43-2237

● 対象者

身体障害者(18歳以上)

〈主な給付対象例〉

- ・視覚障害(水晶体摘出術、角膜移植術など)
- ・聴覚障害(人工内耳植込術、鼓室形成術など)
- ・音声・言語・そしゃく機能障害(口蓋裂手術など)
- ・肢体不自由(人口関節置換手術など)
- ・心臓機能障害(ペースメーカー植込術、心臓移植術など)
- ・腎臓機能障害(人工透析療法、腎移植術など)
- ・小腸機能障害(中心静脈栄養法など)
- ・免疫機能障害(抗HIV療法など)
- ・肝臓機能障害(肝臓移植術など) ほか

② 育成医療

● 相談・申請窓口

子育て支援課0955-25-9200

● 対象者

身体障害児又は、必要な医療を行わないと将来的に障害が残ると認められる児童(18歳未満)

〈主な給付対象者〉

- ・肢体不自由、視覚障害
- ・聴覚・平衡機能障害
- ・音声・言語・そしゃく機能障害
- ・内臓機能障害(手術が必要なもの)
- ・人工透析、腎臓・肝臓及び心臓の移植手術後の抗免疫療法
- ・小腸機能障害に対する中心静脈栄養法
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害治療 など

有田町障害福祉ガイド

③精神通院医療

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

●対象者

精神障害者・児

〈主な給付対象者〉

・うつ病 ・そううつ病 ・統合失調症 ・認知症 ・てんかん など

重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者の方が病院などで診療を受けられた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部を助成します。

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

●対象者

- 1 身体障害者手帳1級～2級
 - 2 知能指数35以下
 - 3 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下
- ・所得制限があります。
 - ・入院時食事療養費の標準負担額は、助成対象外です。
 - ・1人1月500円の自己負担が必要です。

そのほか、「特定疾患医療給付」や「小児慢性特定疾患医療給付」などの医療助成制度があります。詳細については、伊万里保健福祉事務所に問い合わせください。0955-23-2156

■補装具等

補装具

身体障害者手帳をお持ちの方や、対象の難病等で一定の障害の状態にある方に対し、補装具の購入・修理にかかる費用について補装具費の支給を行っています。

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

- ・補装具の購入又は修理を依頼される前に、必ず事前に健康福祉課にご相談ください。原則として1割の利用者負担があります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。(所得制限あり)
- ・品目によっては、医師の意見書または身体障害者更生相談所での来所判定が必要なものがあります。
- ・介護保険の要介護・要支援認定を受けられている方で、介護保険の対象となる品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先です。
- ・補装具は新しく交付されると原則として2～5年間は同一の補装具が交付されませんので給付を受ける前に自分の体に合うよう十分確認することが大切です。

有田町障害福祉ガイド

補装具の対象障害及び品目

障害の種類	品目
視覚障害	眼鏡、義眼、盲人安全つえ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、(電動)車椅子、歩行器、歩行補助つえ ※座位保持装置、起立保持装置、頭部保持具、 排便補助装具(18歳未満のみ)
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

日常生活用具の給付・貸与(地域生活支援事業)

障害者(児)の方や難病患者の方に対し、日常生活をより便利にしていくため、各種日常生活用具の給付や貸与を行っています。

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

- ・日常生活用具の給付・貸与の利用者負担については、健康福祉課へ問い合わせください。
- ・介護保険の要介護・要支援認定を受けられている方で、介護保険の対象となる品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先。
- ・日常生活用具とは以下の6種の用具です。種目等については健康福祉課に問い合わせください。

(1) 介護・訓練支援用具
特殊寝台や特殊マットなどの、障害者(児)や難病患者の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
(2) 自立生活支援用具
入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置などの、障害者(児)や難病患者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
(3) 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者(児)や難病患者の在宅療養などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
(4) 情報・意思疎通支援用具
点字器や人工喉頭などの、障害者(児)や難病患者の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるもの。
(5) 排泄管理支援用具
ストーマ用装具などの、障害者(児)や難病患者の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
(6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)
障害者(児)や難病患者の居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業

●相談・申請窓口

子育て支援課0955-25-9200

●対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

(1)保護者が佐賀県内に住所を有している18歳未満の方

(2)両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方

(3)補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の医師（以下「指定医師」という）に判断された方

●支給制限

市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外です。

●助成対象額

新規及び更新時の補聴器の購入費及び修理費です。

●助成金額

基準価格に加算額を入れた額と補聴器購入費のいずれか低い額の3分の2の額です。

●注意事項

・購入前の申請が必要です。

指定医師の意見書作成にかかる費用は申請者負担になります。

■交通費の助成・免除

JR運賃

●相談窓口

JR九州案内センター050-3786-1717

●身体障害者手帳・療育手帳

種別	割引対象者	乗車券種類別	割引額	注意事項
1種	本人単独	普通乗車券	50%	・片道101km以上利用の場合に限ります。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者は1人のみ割引が適用できます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格がある場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入できます。
2種	本人単独	普通乗車券	※	・片道101km以上利用の場合に限ります。
	本人 (12才未満に限る)と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者は1人のみ割引が適用できません。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格がある場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入できます。

※割引した運賃の5円の端数は切り捨てます。乗車券購入時に手帳を提示してください。

有田町障害福祉ガイド

MR運賃

●相談窓口

松浦鉄道0952-25-2229

●身体障害者手帳・療育手帳

種別	割引対象者	割引率	注意事項
1種	本人及び介護者	50%	・MR単独利用であれば距離関係なく割引適用です。 ・JR連絡乗車券を購入される場合は、片道の乗車距離が101kmを超える区間に限ります。
	本人単独		
2種	本人単独		

●精神障害者

種別	割引対象者	割引率	注意事項
1級	本人及び介護者	50%	・MR単独利用であれば距離関係なく割引適用です。 ・JR連絡乗車券を購入される場合は、片道の乗車距離が101kmを超える区間に限ります。
	本人単独		
2級 3級	本人単独		

※乗車券購入時に手帳を提示してください。

九州郵船運賃

●相談窓口

九州郵船 乗船券販売所

種別	割引対象者	割引率	種類
1種	本人及び 介護者	50%	一等・二等指定・二等(自由) 旅客運賃、 ジェットfoil運賃
1級(精神)			
2種	本人単独		
2級・3級(精神)			

※乗車券購入時に手帳を提示してください。

バス運賃

●相談窓口

各バス会社

種別	割引対象者	割引率		注意事項
		普通運賃	定期運賃	
1種	本人及び介護者	50%	30%	※各バス事業者で割引内容が違うので詳しくは、バス事業所にご相談ください。左の表は、西肥自動車(株)の割引率です。
2種、 1級・2級・ 3級(精神)	本人単独	50%	30%	

※乗車券購入時に手帳を提示してください。

タクシー運賃

●相談窓口

佐賀県バス・タクシー協会0952-31-2341

有田町障害福祉ガイド

●対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳所持者

●割引率

メーター機表示額の10% ※降車時に手帳を提示してください。

障害者福祉タクシー事業

重度障害者(児)に対してタクシー利用料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため年間に500円のタクシー利用券を20枚支給します。

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

●対象者

- ・身体障害者手帳の1級、2級所持者で視覚・体幹・下肢のいずれかに障害がある方
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者手帳1級所持者

上記の該当者であっても在宅でなかったり自動車税の免除を受けていたりする場合は対象になりません。

■税の障害者控除

所得税

●相談・申請窓口

伊万里税務署0955-23-3147

内容	対象者	身体	療育	精神	所得控除額
障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者	3～6級	B	2～3級	27万円
特別障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者	1～2級	A	1級	40万円
特別障害者控除	控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合	1～2級	A	1級	75万円

住民税

●相談・申請窓口

税務課0955-46-2736

内容	対象者	身体	療育	精神	所得控除額
障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者	3～6級	B	2～3級	26万円
特別障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者	1～2級	A	1級	30万円
特別障害者控除	控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合	1～2級	A	1級	53万円

相続税

心身に障害のある方が相続により財産を取得された場合、原則として、本人が満85歳になるまでの年数に下に示す金額を乗じた額が相続税額から控除されます。

●相談・申請窓口

伊万里税務署0955-23-3147

・障害者 10万円 ・特別障害者 20万円

自動車税・軽自動車税

心身に障害のある方が一定の要件を満たす場合、減免措置があります。

①自動車税

●相談・申請窓口

(普通自動車) 武雄県税事務所0954-23-3103

●身体障害者手帳をお持ちの方

本人運転	家族運転・常時介護者運転
等級制限がありますので相談窓口にお問い合わせください。	

●療育手帳をお持ちの方

本人運転	家族運転・常時介護者運転
障害の程度「A」	

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

本人運転	家族運転・常時介護者運転
障害者程度「1級」かつ(自立支援医療の受給者証(精神通院)の交付を受けている方)	

②軽自動車税

●相談・申請窓口

(軽自動車) 税務課0955-46-2736

●身体障害者手帳をお持ちの方

本人運転	家族運転・常時介護者運転
等級制限がありますので相談窓口にお問い合わせください。	

●療育手帳をお持ちの方

本人運転	家族運転・常時介護者運転
障害の程度「A」	

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

本人運転	家族運転・常時介護者運転
障害者程度 「1級」	

自動車取得税

●相談窓口

佐賀県税事務所自動車税課0952-30-1511

有田町障害福祉ガイド

■ 利用料金割引

NHK受信料減免

● 相談窓口

NHK放送受信窓口0570-077-077

● 申請窓口 ※申請の際は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳いずれかが必要です。

健康福祉課0955-43-2237

● 対象者

全額免除

公的控除受給者の他に、身体障害者・知的障害者・精神障害者が世帯構成員であり、世帯構成員全員が市町村民税（住民税）の非課税の場合。

半額免除

世帯主が視覚又は聴覚障害者である世帯。

世帯主が身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。

携帯電話基本使用料等

● 相談・申請窓口

各携帯電話会社

● 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

割引内容・申込方法については、各携帯電話会社によって異なります。

青い鳥郵便はがきの無償配布

● 相談・申請窓口 近くの郵便局

● 対象者

身体障害者手帳の1級、2級、又は療育手帳Aの方

● 内容

希望者に対して、通常郵便はがきを1人につき20枚、無料で配布される。申込方法、申込期間などの詳細については近くの郵便局にお問い合わせください。

※受付期間は例年4月1日から5月31日までです。

ふれあい案内(無料番号案内)

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障害及び精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

● 相談窓口 0120-104-174

● 対象者

- ・身体障害者手帳所持者で視覚障害、肢体不自由1級、2級の方
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者

有田町障害福祉ガイド

■ 自動車運転

障害者自動車操作訓練

身体又は知的障害者の方が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

●対象者

- ・身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で有田町に居住している方
- ・自立更生の計画(生業、通勤、通学、通院等)が適当と認められる方。
- ・所得制限があります。

●申請方法

事前の申請が必要です。

自動車改造費補助

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

●対象者

- ・身体障害者手帳所持者で有田町に居住している方。
- ・自立更生の計画の遂行のために、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の一部を改造する必要がある方
- ・前年所得税課税年額が非課税の方

●申請方法

事前の申請が必要です。

有料道路通行料金割引

●相談窓口

有料道路ETC割引登録係045-477-1233 健康福祉課0955-43-2237

●申請窓口

健康福祉課、住民環境課、東出張所

※事前の申請が必要です。

●対象者

種別	対象者	割引率
第一種身体障害者、療育手帳A所持者	障害者本人又は家族運転	5割
第二種身体障害者	障害者本人が運転	5割

※割引対象外の車両（営業用自動車、軽トラック等）がありますので、相談窓口にお問い合わせください。

項目	必要書類等
ETCを利用されない場合	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

有田町障害福祉ガイド

ETCを利用される場合	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） ④ETCカード（障害者本人名義） ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

パーキングパーミット制度

●相談窓口

健康福祉課0955-43-2237

身体に障害のある方、高齢者の方、妊産婦の方、けがをして一時的に歩行が困難な方など、身体障害者用駐車場を本当に必要な方のために確保する制度です。

●対象者

障害の種類			有効期限	
身体障害者で歩行が困難な方(障害の個別等級が下記に該当する方)			5年	
視覚障害		1級～4級		
聴覚	聴覚障害	該当なし		
	平衡機能障害	1級～5級		
音声言語機能障害		該当なし		
肢体不自由	上肢	1級又は2級		
	下肢	1級～6級		
	体感	1級～5級		
	脳原	上肢機能		1級又は2級
		移動機能		1級～6級
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸の障害	肝臓機能障害	1級～3級		
	上記以外	1級～4級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級		
高齢者で歩行が困難な方(要介護1以上)				
特定疾患医療受給者証を持っている方				
療育手帳A所持者				
妊産婦で歩行が困難な方			妊娠7か月から産後3か月	
けがや病気で歩行が困難な方			1年未満で必要な期間	

●申請に必要なもの

身体障害者	身体障害者手帳
高齢者	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療受給者証
知的障害者	療育手帳
けがや病気の方	身分証明書、歩行が困難なことがわかる診断書
妊産婦	身分証明書、母子手帳(住所・氏名、生年月日、分娩予定日)

障害福祉サービス

●相談窓口

(18歳以上)健康福祉課0955-43-2237 (18歳未満)子育て支援課0955-25-9200

●介護給付

事業名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援などを行います。
重度障害者 包括支援	常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

●訓練等給付

事業名	内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型 B型=非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

有田町障害福祉ガイド

就労定着援助	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
--------	-----------------------------------------

●地域相談支援給付

事業名	内容
地域移行支援 (地域相談支援)	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人又は矯正施設に入所している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援 (地域相談支援)	自宅で単身生活する人などに、常に連絡体制を確保し、障害が原因となって生じた緊急事態などの場合に相談、緊急訪問等を行います。
計画相談 (障害児相談)	障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるサービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況について検証します。

(5)障害支援区分とは…

障害の多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分(区分1～6：区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作等に関連する項目、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目、意思疎通等に関連する項目、行動障害に関連する項目、特別な医療に関連する項目について調査員が調査を行い、市町審査会での総合的な判定を踏まえて町が認定します。

地域生活支援事業

障害のある人が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町及び県が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施します。

●相談・申請窓口

健康福祉課0955-43-2237

サービス名	内容
相談支援	障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。また、障害者などへの虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。(利用料:無料)
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者に、手話通訳や要約筆記、点訳などを行う者の派遣などを行います。(利用料は無料)
日常生活用具の給付	重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行います。(原則自己負担は1割)※詳しくは11ページ参照
移動支援	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。(※対象者:障害の内容や程度による。原則自己負担は1割)

日中一時支援	障害者や障害児などの、日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援や一時的な休息を行うため、日中において、一時的に見守りを行います。(原則自己負担額は1割)
--------	---------------------------------------------------------------------------------------

児童福祉法について

1 児童福祉法に基づくサービスの利用にあたって

障害児通所支援の利用を希望する場合、障害児の保護者は、子育て支援課に支給申請を行います。また、障害児入所施設の利用を希望する場合、障害児の保護者は、佐賀県に支給申請を行います。町及び県は、申請を受理したあとに審査を行い、障害の程度や介護者の状況などを踏まえて給付の決定を行います。支給決定を受けた保護者は、利用する施設との契約を結びます。

●利用者負担

障害児施設における費用負担は、障害児通所支援、障害児入所施設の種類によってサービス利用にかかる費用が決められています。また、サービス利用にかかる費用と食費、光熱費以外の日常生活にかかわる費用に関しては実費負担となります。障害児通所支援、障害児入所施設ともに地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるように軽減措置があり、所得に応じた負担上限月額が設定されます。

●相談窓口

障害児通所支援 有田町子育て支援課0955-25-9200

障害児入所施設 北部児童相談所0955-73-1141

県障害福祉課0952-25-7064

2 支援（施設）の種類

● 障害児通所支援

事業名	内容
児童発達支援	小学校就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害がある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校、乳児院などを訪問し、障害児本人に集団生活への適応のための訓練又は施設の従業員に対する支援方法の指導その他便宜の供与を行います。

有田町障害福祉ガイド

● 障害児入所支援

施設名	内容
福祉型障害児入所施設	障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

3 障害児通所支援を利用する際の手続き

障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化することなどから、障害福祉サービス（原則として18歳以上を対象）と異なり、障害支援区分が設けられていませんが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、調査を行ったうえで支給の要否や支給量が決定されます。

■ 相談

有田町身体障害者福祉協会

有田町身体障害者福祉協会は町内の身体障害者によって組織された団体で機関紙発行や研修活動を行われています。

会長 平川 幸雄0955-46-4756

有田町手をつなぐ育成会

有田町手をつなぐ育成会は、町内の知的障害者や障害児の保護者によって組織される団体で、交流活動等を行われています。

会長 大屋 庫三0955-46-3057

障害児親の会(ひまわりクラブ)

障害児親の会は、町内の身体障害障害児、知的障害児、精神障害児の保護者によって組織される団体で交流活動等を行われています。

● 相談窓口

子育て支援課0955-25-9200

障害者相談員制度

障害者相談員の方々は、同じ経験を持つ当事者としての強みを活かし、障害のある方やその家族からの様々な相談に応じています。

● 相談窓口

健康福祉課0955-43-2237

■ 総合相談窓口

伊万里・有田障害者生活支援センター

〒848-0027 伊万里市立花町1542-16 伊万里市民交流プラザ内 0955-23-3512